

●返戻金制度に関する事項

採用決定者（求職者）が就業開始後に退職し、または解雇となった場合、当社は求人者の請求により、報酬の一部を、下記の通り返戻金として返還いたします。

ただし、採用決定者（求職者）の退職または解雇等が、求人者の責めに帰すべき事由に起因する場合は、この限りではございません。

また、採用決定者（求職者）が退職後6ヶ月以内に、求人者が再雇用した場合には、雇用が継続していたものとみなし、求人者は返戻金の全額を直ちに当社へ支払って頂きます。

記

- ① 1週間以内：報酬の90%
- ② 1箇月未満：報酬の60%
- ③ 2箇月以内：報酬の40%
- ④ 3箇月以内：報酬の20%

以上